

加賀まちづくり計画

平成9年3月
加賀まちづくり協議会

はじめに	・・・・・・・・・・1
1.まちづくりの目標と大枠	
(1) まちづくりの目標	・・・・・・・・・・2
(2) まちづくりの大枠	・・・・・・・・・・2
2.土地利用の方針とまちづくりのルール	
(1) 土地利用の方針	・・・・・・・・・・8
(2) まちづくりのルール	・・・・・・・・・・10
(3) 生活道路網整備計画	・・・・・・・・・・12
<参考>加賀まちづくり協議会の活動経緯	・・・・・・・・・・14

はじめに

「加賀まちづくり協議会」は、加賀の望ましい将来像を実現していくための協議等を行っていくために、公募等で選ばれた地元の住民や事業所等を主体として組織している任意のまちづくり団体である。

協議活動は、協議会の前身である「加賀まちづくり検討会（平成5年11月発足）」を含めて5年に及んでおり、地域が抱えている身近な問題から、石神井川を中心に水や緑・各種公共公益施設が集積している良好な環境の保全、工場等の機能更新や跡地利用等に際しての適正な土地利用の誘導、及び防災性能の向上などのまちづくりの課題を解決していくための方針や整備方法などについて、様々な視点から議論を重ねてきた。

その結果、地域の目指すべき将来像と方針である、

1. 「まちづくりの目標（3項目）」と「まちづくりの大枠（10項目）」

と、以上のまちづくりの目標と大枠を具体化していくための方法としての、

2. 土地利用の方針とまちづくりのルール

を、「加賀まちづくり計画案」としてここにまとめることができました。

1.まちづくりの目標と大枠

(1) まちづくりの目標

将来目指していこうとするまちの将来像。加賀のまちづくりにおいて、以下の3項目の目標を設定した。

①歴史や自然を大切にするまち

加賀固有の歴史を活かし、水や緑・動植物とのふれ合いを大切にし、人間・自然・都市の調和を考えるまちとしていく。

②共に暮らせるまち

加賀は様々な人が住み、学び、働き、訪れるまちである。こうした加賀の特性を受け継ぎ、誰にでも優しく暮らしやすい豊かな都市環境を築いていく。

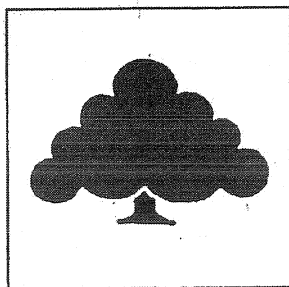
③都市文化をつくり出すまち

出会いと交流の場や施設を配置することによってまちの活性化を図り、芸術から生活文化・産業文化まで、新しい都市文化を生み出していけるようなまちとしていく。

(2) まちづくりの大枠

まちづくりの目標（将来像）を具体化していくための大枠（方針）であり、協議会前身の検討会において、まちの課題を抽出・検討しながら、以下の10項目の大枠を定めた。

①みどりづくり



加賀はみどりの多いまちである。

公園や学校が多いということもあるが、公共や民間を含めた建築敷地内のみどりに絞って方針を整理する。

今まで、無神経に樹木を切り、土をコンクリートで固めていたのではないではないか。田舎ではなくても都市なりの緑との調和を考えたまちづくりが、今、必要である。

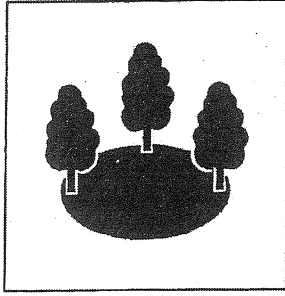
<みどりづくりの方針>

■今あるみどりを守りつつ、更にもどりを増やしていく

そのために、

- 1.接道部の緑化（生け垣、フェンス緑化等）や、建物の緑化（屋上緑化、壁面緑化等）など、敷地内の緑化を推進する。
- 2.既存の老朽塀等を改善し、みどりの掘づくりを進める。特に、学校・工場等の大規模敷地については接道部の緑化を推進する。
- 3.四季折々の花を植えるなど、季節感のあるみどりづくりを進める。
- 4.大規模な開発（概ね500㎡以上）に当たっては、積極的に緑化を推進する。
- 5.みどりの創造・管理は、住民・企業・行政の役割分担を考えながら、自主的に進めていく。
- 6.地域の樹木の銘木板設置や表彰制度など、みどりに親しみ緑化を推進する方法を検討していく。

②広場・公園づくり



加賀には、たくさんの公園がある。そして、石神井川沿いには都市計画緑地（板橋緑地）が指定されている。

こうした公園や緑地を、地域に親しまれ、魅力的なものとして整備していく必要がある。

<広場・公園づくりの方針>

■地域に親しまれ、魅力的な広場や公園を創っていく

(注) 「広場」は、ここでは公園ではない公共空地や建築敷地内の皆が自由に出入できる空間というイメージで使う。

(注) 都市計画緑地は、実態上は緑地、公園、広場、緑道として利用される。

そのために、

- 1.今ある公園の利便性・防犯性を高めたりするなど、使いやすくしていく。
- 2.各公園に更に特色を持たせ、利用しやすく、親しみを持てるものとしていく。
- 3.これらの公園群を歩きやすい道（歩道、歩行者専用道路等）でネットワークし、まちの活性化を図っていく。
- 4.石神井川緑道に出られる小道や橋を整備するなど、石神井川をネットワークの幹線として、地域内の回遊性を高めていく。
- 5.民有宅地に係る都市計画緑地の整備については、現実的な整備方法を検討していく。
- 6.大規模な開発（概ね500㎡以上）に当たっては、広場等の整備を検討していく。

③水を活かしたまちづくり；石神井川をより親しめる川に



石神井川は、加賀の大きな資産である。そして、石神井川の親水化というテーマがここ数年投げかけられている。

鯉がおり、鴨が飛来し、散歩やジョギングなど、地域内ばかりでなく、外から訪れる人たちにとっても気持ちがいいと思えるような川づくりを考えていく必要がある。

川づくりは、治水対策と無関係ではない。雨とのつきあい方も含めて、石神井川を考えていきたい。

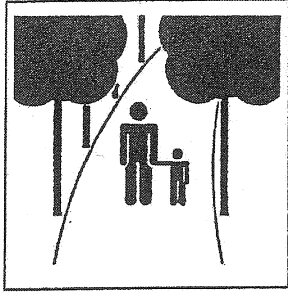
<水を活かしたまちづくりの方針>

■雨とのつきあい方を考え、より親しみのある魅力的な石神井川にしていく

そのために、

- 1.水害対策を考慮しつつ、石神井川の親水化方策を検討し、魅力的な川づくりを進めていく。
- 2.川沿いの既存公園や都市計画緑地を活かして、石神井川親水化の拠点を創っていく。
- 3.石神井川緑道に出られる小道や橋を整備するなど、石神井川へのアクセスを良くしていく。
- 4.石神井川の蛇行を活かして河川沿いの景観づくりを考え、デザインのよい橋の整備を進めていく。
- 5.道路や公園等の舗装を可能な所は浸透性のものとするなど、石神井川に対する認識を高めていくための方法を検討し、実施していく。
- 6.大規模な開発（概ね500㎡以上）に当たっては、貯留・浸透等の雨水流出対策を推進していく。

④道づくり



加賀地域内の道路は、大規模な敷地が大きいということもあり、道路は少なく、道路の網間隔も大きくなっている。また、路上駐車もあり、歩きにくい道路にもなっている。

道路は生活の基本となる空間である。人や物の移動、そして上下水・電気・ガス等エネルギーの移動、日照・採光・風通しの確保や緑化スペース、接道という建築条件、消防車や救急車の通行、災害時の道路など、道路は人間の生活にとっ

てなくてはならない空間である。

こうした生活のための道路という視点に立ち、地域内の道路づくりを進めていく必要があると考える。

<道づくりの方針>

■子供からお年寄りまで、誰もが安心して歩ける道をつくっていく

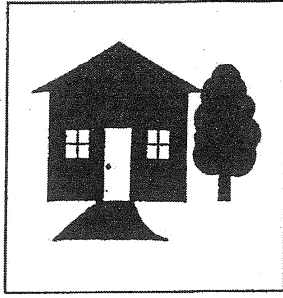
道路といっても、都市計画道路から、路地のような細いものまでである。加賀の道づくりにおいては、通過交通を抑制し、歩行者優先を第1とした、地域の生活に密着したような道路としていくことが大切である。

また、道路をつくる、広げるといっても、そこに生活している人にとっては大変なことである。こうしたことにも配慮して、現実的な道づくりの方法を考えていく必要がある。こうした現実問題を考えるためにも、まず道づくりの基本的な考え方や基本的な道路網体系の考え方を整理していく必要がある。

そのために、

- 1.地域内の主要な道路については、現実的な方法を考慮し、交通事故の不安のないゆとりのある歩道空間を整備していく。
- 2.敷地が大きく街区が大規模な所には、道路や歩行者専用道路を通していく。
- 3.石神井川緑道を更に魅力的にしていくとともに、石神井川へのアクセスや公園のネットワークを考えた道づくりを進めていく。
- 4.災害時に安全に避難できる道路をつくっていく。
- 5.将来をみこした基本的な道路網整備図を作成し、現実的な道づくりの方法を検討していく。
- 6.違法駐車をなくしていくため、敷地内に十分な駐車場や荷捌きスペースを設けていく。
- 7.他地域へのアクセスを考えた道路をつくっていく。
- 8.道路をつくっていく際には、環境問題についても検討していく。

⑤ 住まいづくり



加賀には、単身の若者世帯から高齢者世帯まで、いろいろな世帯が住んでいる。

住宅は、一部に戸建て住宅地もあるが、学生寮、看護婦寮、社宅、官舎、公社住宅、公団住宅、民間のアパート・マンションなど、その多くは集合住宅である。こうしたいろいろな人が暮らせる良好な住宅を、加賀に整備していく必要がある。

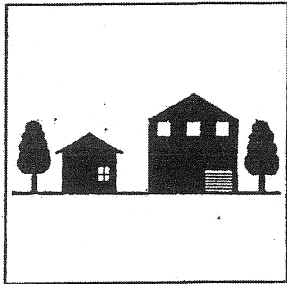
<住まいづくりの方針>

■若者世帯から高齢者世帯まで、様々な人が住める良好な住宅を整備していく

そのために、

1. 高齢者住宅やファミリー向け住宅などの多様な住宅の導入を検討していく。
2. 作業所付き住宅や周辺環境との調和を考えた新しい都市型工房アパートなど、環境に配慮した都市型住宅の誘導を検討していく。

⑥ 職住の調和のとれたまちづくり



加賀にあった工場や研究所がなくなり、その跡地には集合住宅を主とした開発がなされて来た。工場等を追い出すという発想ではなく、加賀の歴史を踏まえ、住宅と工場・研究所等がどう共存・協力できるかという考えのもとにまちづくりを考えていく。

大学や専門学校等の多い土地柄を活かし、職住が共存した魅力あるまちづくりを目指していくことが、地域の交流と活性化につながっていくというまちづくりを進めたいと考える。

<職住の調和のとれたまちづくりの方針>

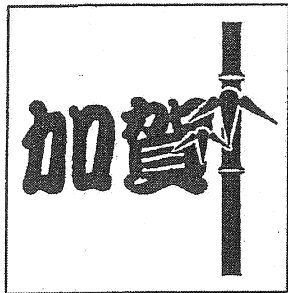
■研究・産業地としての歴史性を活かし、職住のバランスの取れたまちづくりを進めていく

将来的な流れとしては、数社は工場（生産機能）を加賀に置いておくのは難しくなるだろうという意見がありました。また、比較的小さな作業所もあります。前述の考え方でまちづくりを進めるとしても、具体的な方針や方法は様々なものがあると思いますし、十分な検討がなされてはいませんが、

そのために、

1. 加賀にふさわしい、職と住と商（加賀の地域性にふさわしいような商業施設）がトータルに成り立つようなまちづくりを進めていく。
2. 工場等跡地の利用・開発に際しては、地域に開かれたスペースや施設づくりを検討し、実現していく。
3. 周辺環境との調和や地域交流・地域学習という考えのもとに、研究機能を存続・展開できるようなまちづくりを考えていく。
4. 美術館・博物館・資料館等、まちの核となるような魅力的な施設を検討・導入し、地域の活性化の拠点としていく。
5. 大規模な跡地の利用については、ミニ開発等敷地の細分化を意図した開発を抑制していく。
6. 周辺環境との調和を考えた新しい都市型工房アパートの誘導など、住工の調和・共存を考えた土地利用を考えていく。

⑦歴史を活かしたまちづくり



加賀は加賀百万石の下屋敷があったところ。そして、板橋区産業発祥の地。

重要文化財ではなくても、いろいろな物・装置、土木遺構、建築物等の有形のものから、地名等の無形のものまで、そのまちの歴史を大切にしたいと考える。そこに、ほんの少しでも住んでいただけの人でも個人史の1頁がまちの歴史の一部となるようなまちづくりが必要ではないかと思う。

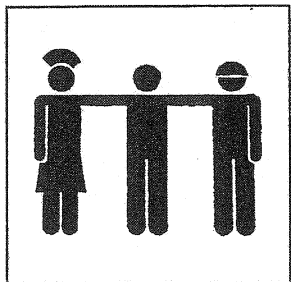
<歴史を活かしたまちづくりの方針>

■加賀の有形・無形の歴史的資産を活用したまちづくりを進めていく

そのために、

- 1.レンガ建築物等、加賀に現存する歴史的資産について調査し、活用の方法を検討していく。
- 2.加賀西公園にある圧輪のような、加賀の歴史を物語るような物品・資料等を集めた資料館・博物館をつくっていく。
- 3.現代史として、加賀にある工場や研究所の先端的な実績を分かりやすく見られるような仕組みをつくっていく。
- 4.加賀（石川県、金沢等）を意識できるような催し物や施設づくり等、加賀の名前にふさわしいまちづくりを進めていく。

⑧多様な交流の機会や場づくり



加賀の歴史と現状を考えるなら、住民と企業・法人のコミュニケーションが今後のまちづくりにとって必要である。そうはいっても、なかなか難しいのも現実である。

そこで地域内の人たち（住民・勤務者・訪問者等）が、先ず顔を合わせられる様な機会や場・空間を創っていくことから始めたいと考える。

<多様な交流の機会や場づくりの方針>

■加賀に生活する様々な人や法人が協力してまちづくりを進めていくために、その人たちが出会い、交流する機会や場を多様に設けていく

そのために、

- 1.公開講座等について、地域向けのPRを行うなど地域交流や地域学習を意識した展開を図っていく。
- 2.工場や研究所の見学会など、その業務・研究内容を知ることのできる機会や場を設けていく。
- 3.工場等の跡地の利用・開発に際しては、地域に開かれたスペースや施設づくりを検討し、実現していく。
- 4.今ある老人ホームや障害者施設等の福祉施設の方々と地域の人達との交流を図っていく。

⑨災害に強いまちづくり



加賀にある学校を中心に地震時の避難場所が指定される。また、病院もあり、大地震が起きた時には、救急車や消防車、避難者で地域内の混雑が予想される。

加賀は道路は少ないが、広い敷地が多いため、もっと安全にしていくための方法を考えていくことが出来ると思う。

<災害に強いまちづくりの方針>

■避難場所の安全性を高め、加賀地域全域を災害に強いまちとしていく

そのために、

- 1.避難場所の出入口を増やすなど、避難場所へアクセスしやすいような方法を検討し、実施していく。
- 2.老朽ブロック塀等の改善を進めるなど、道路周りの倒壊・落下物の危険を減少させていく。
- 3.木造建物や老朽建物等の耐震不燃化を図っていく。
- 4.危険物の安全な取扱・管理を、今まで以上に徹底していく。
- 5.工場等の跡地の利用・開発に際しては、ゆとりあるオープンスペースを確保していく。
- 6.災害時にも安全な道づくりを進めていく。
- 7.街角の消火設備や防災無線の配備を検討するなど、地域ぐるみの防災対策を進めていく。

⑩だれにでも優しいまちづくり



加賀のまちなかには、2つの病院のほか、福祉施設等がある。また、当然のようにまちなかにも高齢者や障害をお持ちの方もいらっしゃるだろう。

このような人達の誰もが快適に暮らしていくためには、障害を持つ人・持たない人誰もが不自由を感じることなく当たり前のように生活していけるようなまちづくりを行っていくことが大切である。

そのためには、道路や建築物の細部に細かな配慮をし、安心して利用できるようにするとともに、地域の人達との触れ合いや交流が楽しく出来るよう考えていく必要がある。

<だれにでも優しいまちづくりの方針>

■道路や公園・公共施設等を安全に利用できるようにしていくとともに、地域内での触れ合いや交流を考えていく

高齢化社会は確実にやって来る。地域の皆さんの誰もが共に暮らしていけるようにするためには、障害を持つ人・持たない人誰もが不自由なく利用できるような施設・環境づくりをしていくとともに、このような人達の視点に立ってまちづくりを考えていくことが重要である。

そのために、

- 1.広場や公園・体育館や図書館などの公共施設等は、入口は分かりやすく入りやすいようにし、施設内は移動や利用がしやすいように配慮されたものとしていく。
- 2.歩行者専用道路や歩道は、歩きやすく入りやすいようにするため車止めなどを工夫したり、段差や凸凹の無いようなものとしていく。
- 3.地域交流等は、誰もが積極的に参加しやすいようにしていくための工夫を積極的に考えていく。

2.土地利用の方針とまちづくりのルール

(1) 土地利用の方針

① 土地利用の方針

加賀のまちは、加賀藩下屋敷跡地の接収・払い下げという歴史的背景などから、住宅から学校・病院、体育館や図書館・公園、また、多くの事業所・工場等が集積するなど、様々な土地利用がなされていることが大きな特色の一つである。また、石神井川が流れ緑も多く、その他にも避難場所に指定されていることもあり、加賀のまちが多面的な顔を持っているという魅力がある。

一方で、様々な土地利用がなされやすいという反面、無秩序な建築行為が行われるという懸念も持たれている。

したがって、加賀の持つ多面的な魅力を保全しつつ、職と住が調和できるような適正な土地利用を誘導していくための以下の方針を定める。

●住宅を主とした職住の調和と共存を図る

- ・今ある用途で望ましいものは保全していく

→住宅、教育、医療、福祉、スポーツ、事業所等の研究・開発

- ・導入していく用途

→文化、オフィス、シティホテル、地域に相応しい商業施設¹¹⁾

- ・規制したい用途

→パチンコ、ラブホテル、大規模な商業施設¹²⁾等

●拠点地区としての強化と特色付けを図る

- ・新たな文化施設を導入し、教育・文化の拠点へ

- ・医療施設を充実させ、医療・福祉の拠点へ

- ・避難場所の拡充と耐震・不燃化を促進し、防災の拠点へ

- ・石神井川周辺整備と公園のネットワークを図り、水と緑の拠点へ

- ・新たな住宅とオフィスの導入と共存を図り、職と住の拠点へ

¹¹⁾ 地域が明るくなる・加賀に相応しいと思われる商業施設は積極的に誘導しようとする事。

¹²⁾ 大きな集客による交通量の増大や仲宿・十条の商店街と競合する恐れのある大規模な商業施設は抑制していこうとする事。

②ゾーニング区分別の土地利用の方針

地域全体の土地利用のされ方は下記の通り様々であるが、48.7haという広さの中で細かく見ると場所によって更に特徴が違っている。例えば、●大規模な事業所や工場等が集中しているのは地域の中心付近、●教育・医療施設は地域の北側に帯状に分布するとともに地域に点在している、●住宅（特に戸建住宅）が多い場所は埼京線と仲宿に接する付近、などである。

また、地域には戸建て住宅のような狭小敷地から事業所等のような大規模な敷地を有する場所がある。このように敷地の規模が違うと、将来の建築や開発行為の規模も異なってくる。

したがって、現在なされている土地利用の特徴と、その敷地規模などによって地域をいくつかに分けながら、それぞれの目指すべき土地利用の方針を定めていく必要がある、4つのゾーニング区分とそれぞれの土地利用の方針を定める。

■ゾーニング区分別の土地利用方針

● A 地区；センター地区

(開発整備促進地区、拠点強化地区)

→大規模敷地等の適正な土地利用の誘導、不燃化を促進し、職住の調和のとれた防災・水とみどり・都市文化の拠点ゾーンを周辺と一体となって形成していく。そのために、地域に不足する商業・業務施設や文化施設の立地を誘導し、安全でうるおいのある都市環境の形成を図っていく。

● B 地区；文教地区

(保全整備地区、拠点充実地区)

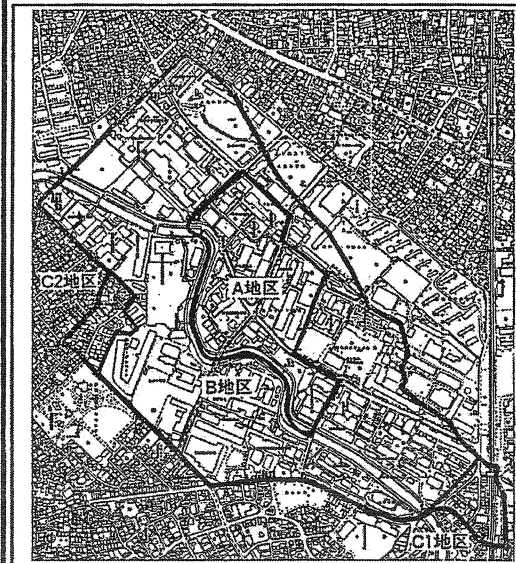
→地区内の教育施設や医療・福祉施設等の充実を進めるとともに、文化施設の立地誘導や周辺環境に配慮した中高層住宅の整備を図っていく。

● C1 地区；住宅地区

(保全整備地区)

→狭小敷地においては共同化を図り、不燃化を進めながら低中層住宅地としての良好な環境を形成していく。

<4つのゾーニング区分図>



● C2 地区；住宅地区

(保全整備地区)

→建て詰まりによる住環境の改善を図り、うるおいある低中層住宅地として、土地の合理的な利用を図る。

② まちづくりのルール

加賀地域のまちづくりを推進していくに当たっては「まちづくりの目標と大枠」を現実的なものとしていく必要がある。そのためには、地元の住民や事業所等が守れる範囲内で、必要最低限のものをまちづくりのルールを法的に定めることが必要である。

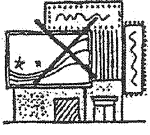
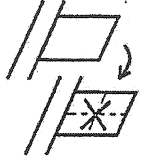
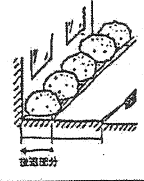
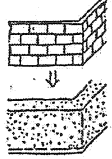
①ゾーニング区域毎の建て替え等のルール

まちづくりルールの内、原則的なものを法定で定めておく必要がある事項について、その内容を示す。

- 地域に相応しくない建築物を抑制するために建物の用途を制限する
 - ・加賀地域の多くは準工業地域に指定されているため、建築物の用途規制が緩く、現行の法律で認められている用途の多くが立地可能である。従って、地域に相応しくない用途として、パチンコ店・ラブホテル等の風俗関連施設・大型商業施設などの建築を抑制していく必要がある。
- 敷地の細分化を防止するために敷地面積の最低を制限する
 - ・比較的大規模な敷地が集積する地区では、適正な土地の高度利用とミニ開発などの乱開発を防止していくために、敷地の最低面積を定めていく必要がある。
 - ・戸建て住宅などが集積する地区では、狭小敷地化による住環境の悪化を防止していくために、敷地の最低面積を定めていく必要がある。
- ゆとりある空間とうるおいある歩行者空間を創出していくために境界線からの壁面の位置を制限する
 - ・境界線から建築物の外壁面までの必要な保有距離を確保して、ゆとりある空間を創出すると共に、生活道路網整備計画（後述）に合わせてうるおいある歩行者空間を充実させていくため、壁面の位置を定めていく必要がある。
- 災害時の安全性の確保と景観形成のため塀の構造を制限する
 - ・災害時のコンクリートブロック塀や万年塀などの倒壊の防止や避難経路を確保して安全性を高めていくと共に、景観形成を図るため、塀の構造を垣や柵としていく必要がある。

以上の法定で定めようとする原則的なルール内容を、ゾーニング区分別に地域特性等を勘案して整理した以下のルール事項を示す。

■ゾーニング区分別の建て替え等のルール

ルールの内容	A地区	B地区	C1地区	C2地区
建築物の用途の制限 	加賀の地域性に相応しくない用途の立地を抑制していくため パチンコ店・ラブホテル等の風俗関連施設・大型の商業施設			
敷地面積の最低の制限 	500㎡	300㎡	60㎡	80㎡
外壁面の位置の制限 	境界線より後退距離1m (ただし、都市計画道路補助84号線及び「けやき通り」沿道敷地は、道路境界線より2m)		定めない	境界線より後退距離0.5m
塀の構造の制限 	地震の際のコンクリートブロック塀や万年塀の倒壊の危険性を減らして防災性を高めるとともに、景観形成を図っていくため 塀の構造を垣や柵としていく			

(注1) 建築物の最低高さと同最高高さについては、防災性の向上とまちなみや住環境の悪化を防ぐという観点での検討を行ったが、地権者の負担増大などの恐れがあるため、定めない方針としている。

(注2) 形態・意匠については、建築主・設計者のデザイン技量を拘束する必要を認めたくないため、定めない方針としている。

(注3) 敷地の最低面積の制限は、地区計画が施行された時点でそれぞれの基準以下の土地については、この制限を適用除外とすることができるようにする必要がある。

(注4) 壁面の位置の制限は、境界部よりの後退とする(敷地境界・道路境界)。

③ 生活道路網整備計画

① 生活道路網整備計画の考え方

地域内の道路は、街区形成が大きく、十分な道路網が編成されていない。また、歩道がなかったり段差があるなど歩行者空間は決して充実しているとはいえず、災害時における緊急避難路の確保などの問題も上げられている。更に、石神井川を軸とした各公園群のネットワークの充実などの課題も指摘されている。

こうした問題や課題を解決していくため、

- ・子供から高齢者・障害者まで安心して歩ける、よりうるおいある歩行者空間を充実させていく
 - ・震災時の避難道路・緊急車両の円滑な交通を確保していく
 - ・地域の回遊性を高めていく
 - ・道路整備に当たっては、官民の役割分担を考えていく
- といった視点で「生活道路網整備計画」を定めている。

② 都市計画道路

都市計画による道路で、事業主体が東京都であることから、協議会としては特に提案を行うものではないが、地域内の道路網整備計画の考え方に基づき、ゆとりのある歩行者空間が実現されるような幅員構成を検討されたい。

② 主要な生活道路

地域の生活に密着した道路として、地区内外交通を集め都市計画道路に連結させ地区内の利便性を高めるとともに、歩行者空間を充実していく必要のある道路。

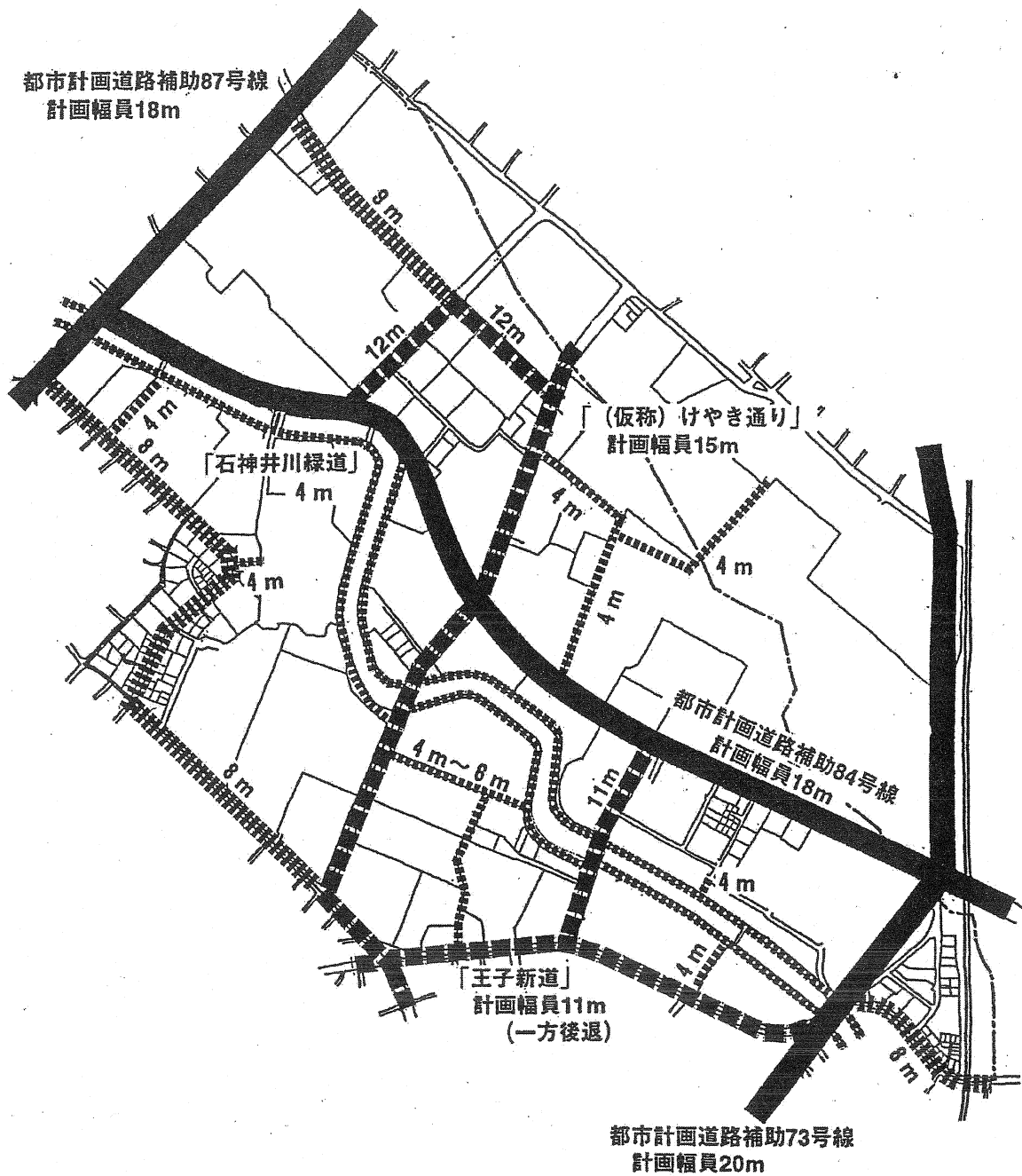
また、主要な生活道路の内、地区のシンボル道路（けやき通り・王子新道）及び路線バスが通る道路や交通傷害問題が発生している道路については、特に重要・必要な道路として、必要な用地取得と計画的に整備してことを行政サイドで積極的に検討していくことが望まれる。

③ 歩行者系のみち

地区の公共施設や公園及び広域避難場所へアクセスできる歩行者専用の通路をつくり、回遊性を高めていく

また、拡幅や新設においては、原則的に自主管理としていく。

■生活道路網整備計画図



凡 例	
	都市計画道路
	主要な生活道路；A
	〃；B
	歩行者系の道（通路）

<参考>加賀まちづくり協議会の活動経緯

「加賀まちづくり協議会」は、加賀の望ましい将来像を実現していくための協議等を行っていくために、公募等で選ばれた地元の住民や事業所等を主体として組織している任意のまちづくり団体である。

協議活動は、協議会の前身である「加賀まちづくり検討会（平成5年11月発足）」を含めて5年に及んでおり、地域が抱えている様々な問題や課題を解消していくための方針や整備方法などについて、様々な視点から議論を重ねてきた。

なお、協議会のメンバーは、新年度ごとに「加賀まちづくり通信」等で自由な参加を呼び掛けている。

(1) 加賀まちづくり協議会会則

(名称)

第1条 この会は、「加賀まちづくり協議会」（以下「協議会」という）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、協議会の前身である「加賀まちづくり検討会」で定められた加賀地域の「まちづくり方針」を具体化していくための方策を協議・作成するなど、まちづくりの推進に資することを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、加賀地域のまちづくりに関する基本的事項について学習・協議を重ねていく。

(構成)

第4条 協議会は、次の各号に定める委員によって構成し、任期は定めないものとする。

(1) 加賀1・2丁目に住んでいる者

(2) 加賀1・2丁目で働いている者

2 前項に定める者の他、協議会が必要と認める者を協議会に出席させることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会には、会長1名及び副会長3名を置く。

2 会長及び副会長は、協議会委員の中から互選する。

3 会長は協議会の代表者とし、協議会の議長を務め、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときにはこれを代行する。

(事務)

第6条 協議会の事務局は、板橋区都市整備部住環境計画課に置く。

(運営)

第7条 協議会は、協議会常任メンバーを主体とする自主的な運営を基本としていく。

2 この会則に定めるものの他、必要な事項等については、会長等が定める。

3 協議会は、必要に応じて地元住民等に対し、情報提供するとともに意見交換等を行っていくものとする。

(会則の変更)

第8条 この会則は、本協議会の決定によって変更することができる。

2 この会則に定めのない事項は、本協議会で定めることができる。

付 則

この会則は、平成7年6月6日から施行する。

② メンバー構成

協議会のメンバーは、新年度ごとに「加賀まちづくり通信」等で自由な参加を呼び掛けており、平成8年度の協議会メンバー構成は下記のとおりである。

会 長；中川とき子

副会長；大熊良夫 白土周平 塚田耕太郎

委 員；西森章 千葉弘子 大石崇三 千代崎一夫 桜井道義 和田清恵 大類勝見

山口邦雄 林裕 遠藤俊明 山口渡 水野博 山本研一 浅尾伯志 榎谷信明

柴田節子 鎌田雅雄 相場克己 浅川武男 海野明 岡田昭人 茂木誠

小柳柳四郎 名川真澄 内藤光博 内藤規子 餌取三郎 長野安博 平石敏

石谷兼俊 怒谷直志 吉田義人 木下博利

以上、37名

③ 活動経緯

- 平成4年8月；第1回 懇談会
 - 加賀のまちづくりに関する考え方について
- 平成5年10月；第2回 懇談会
 - まちづくり検討会の発足について
- 11月；第1回 検討会
 - 自己紹介
 - 加賀の将来像に関するフリートーク
- 12月；第2回 検討会
 - 検討会活動の目標とスケジュールについて
 - 加賀のまちの課題について
- 平成6年1・2月；第3回 検討会
 - 加賀のまちの課題について
 - 平成5年度の意見集約
- 3月；第4回 検討会
 - 平成5年度のまとめ
 - 平成6年度以降の検討会活動について
- 6月；第5回 検討会
 - まちづくりの目標と大枠について
 - 平成6年度検討会活動について
 - まち歩きワークショップの実施について
 - 重点地区の検討
- 7月；第6回 検討会
 - まちづくりの目標と大枠について
 - まち歩きワークショップの実施企画
 - 重点地区とまちづくりのルールの検討
- 9月；まち歩きワークショップ
- 10月；第7回 検討会
 - まち歩きワークショップの結果
 - まちづくりのルールと重点地区について
- 12月；第8回 検討会
 - 道づくりのルール化の検討
 - 検討会の今後の進め方について
 - 第3回懇談会の開催について
 - 平成7年度以降の検討会活動について

平成7年2月；第9回 検討会

- 阪神大震災と道づくりについて
- 第3回懇談会のテーマと運営について
- 平成7年度の検討会組織と活動について

3月；第10回 検討会

- 第3回懇談会のテーマと運営について
- 平成7年度の検討会組織と活動について
- 重点地区とまちづくりのルール化の検討

3月；第3回 懇談会

- まちづくりの方針について
- 道づくりについて
- まちづくりのルール化について
- 重点地区について

6月；第1回 協議会

- 加賀まちづくり協議会の設立について
- 企業跡地のマンション計画について
- 企業跡地マンション計画について

6月；第2回 協議会

- 企業跡地マンション計画に対する要望書（案）について
- 開発事業者との討議

7月；第3回 協議会

- 企業跡地マンション計画について

9月；第4回 協議会

- 企業跡地マンション計画への対応について
- 「財団法人愛世会老人保健施設（仮称）」の計画について
- 事例見学会について

10月；第5回 協議会

- 事例見学会の実施について
- まちづくり通信 第7号の発行について
- マンション計画地の緑地・公園計画のワークショップ

10月；まちづくり事例見学会

11月；老人保健施設見学会

12月；第6回 協議会

- 今後の進め方
- 加賀地域の土地利用方針とルール

平成8年2月；第7回 協議会

- 加賀地域の土地利用方針とルール

3月；第8回 協議会

- まちづくり通信第8号の発行について
- 加賀地域の土地利用方針とルール

6月；第9回 協議会

- 協議会新規会員について
- 平成8年度の協議会活動の目標とスケジュールについて
- 建築・開発のルールについて
- 土地利用の方針・ゾーニングについて

7月；第10回 協議会

- 文化施設の要望について
- 加賀まちづくり計画案（骨子）の検討

8月；第11回 協議会

- 緑橋の改修計画について
- 加賀まちづくり計画案（骨子）の検討～その2

9月；第12回 協議会

- 今後のスケジュール（修正）について
- まちづくり計画案（骨子）の検討～その3
- 加賀まちづくり通信第9号の発行について
- まちづくり事例見学会の開催について

- 10月；第13回 協議会
- まちづくり計画案（骨子）の検討～その4
 - 加賀まちづくり通信第9号の発行について
 - まちづくり事例見学会の開催について
- 11月；第14回 加賀まちづくり協議会（まちづくり事例見学会）
- 12月；第15回 加賀まちづくり協議会
- まちづくり計画案（骨子）の検討～その5
- 平成9年1月；第16回 協議会
- まちづくり計画原案の検討
 - まちづくり通信第10号の発行について
 - 第4回まちづくり懇談会の開催について
- 2月；第4回 懇談会
- まちづくり計画案（骨子）に関するアンケート調査の結果報告
 - まちづくり計画原案の提案
 - 意見交換
- 3月；第17回 協議会
- まちづくり計画案の検討
 - 来年度の協議会活動について
 - 緑橋の架替設計計画について